

2019年9月2日

消費税法改正に伴う対応について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、消費税法が改正され、2019年10月1日より消費税率が現行の8%から10%に引き上げられることとなっています。

これに伴い、2019年10月1日以降のお取引に対する消費税率の取扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げます。

記

1. 弊社からのご請求について

2019年9月30日までのお取引の場合は消費税率8%を、2019年10月1日以降のお取引の場合には、経過措置または軽減税率が適用されるものを除き、注文書、見積書の表記とは関係なく消費税率10%を適用いたします。

2. 弊社へのご請求について

2019年9月30日までのお取引の場合は消費税率8%を、2019年10月1日以降のお取引の場合には消費税率10%を適用いただきますようお願いいたします。

3. 経過措置について

2013年10月1日から2019年3月31日までの間に締結された工事（製造を含む）に係る請負契約については旧税率（8%）の適用となります。

ただし、2019年10月1日以降に発生する仕様変更等による値増し分に関しては新税率（10%）が適用されますのでご注意ください。経過措置の適用を受ける場合には、弊社までご連絡ください。

以上